



注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問合せください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。

## iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告

### 「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」の全世界的な展開

#### 目次

背景

適用範囲

適用日

要求事項

開示の場所

欧州サステナビリティ報告基 (ESRS)

情報のデジタル化

第三者保証

詳細情報

本iGAAP in Focusは、2022年6月の暫定的な政治合意を受けて公表された企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) のほぼ最終版の概要を示しています。法案の最終版は、採択の正式な手続きを経た後、2022年後半にEU官報に掲載される予定です。本規定は、官報掲載から20日後に発効し、その後18ヶ月以内に加盟国において国内法化されます。

- 欧州理事会と欧州議会は、EU非財務報告指令 (NFRD) を改正するCSRDの条文に合意しました。CSRDの主要な目的は、投資家、市民社会、その他の利害関係者を対象とした企業のマネジメントレポートにおけるサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーン・ディールや国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に沿った完全にサステナブルでインクルーシブな経済・金融システムへの移行に貢献することです。
- CSRDの範囲はNFRDよりもはるかに広く、EUの規制市場に上場していない特定の非EU企業にまで及びます。
- CSRDは、EU会計指令に基づいて作成された親会社の連結マネジメントレポートに含まれる子会社に対して、適用除外を規定しています。また、欧州委員会 (EC) が同等とみなすサステナビリティ基準に基づいて報告した場合、親会社がEU加盟国以外にあるEU子会社も、適用除外を受けることができます。いずれの場合も、適用除外を受けるためには、子会社が大規模上場子会社でないことが必要であり、親会社の連結レベルでの報告が所定の要件を満たしている必要があります。
- CSRDは、企業がマネジメントレポートの中で提供しなければならない高水準のサステナビリティ情報を定めています。これには、短期、中期、長期の時間軸をカバーする、バリューチェーンを含む、定性、定量、将来予測及び遡及的な情報が含まれます。
- この情報は、マネジメントレポートに含まれなければならない、明確に識別可能な専用のセクションに記載されなければなりません。
- 企業は、現在開発中の欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) を使用して報告しなければなりません。中小企業や第三国 (非EU加盟国) の企業に対しては、簡素化された報告基準が提供されます。
- 提供される情報には、まだ開発されていないタクソミを使用したサステナビリティ情報に対応するラベリングとともに、限定的保証とデジタル報告が要求されます。これには、タクソミ規則第8条に規定された開示が含まれます。さらに、企業は、マネジメントレポートに記載するサステナビリティ情報を特定するために実施したプロセスについても報告する必要があります。
- CSRDは、企業の特性に応じて段階的に適用され、現在NFRDの適用対象企業については、最も早い2024年1月1日 (2024年の情報を2025年に報告) から適用されます。他のすべてのEUの大企業およびEU規制市場に上場している非EUの大企業には2025年1月1日から、上場中小企業には2026年1月1日から適用されます。EU規制市場に上場していない、第三国 (非EU加盟国) の企業が適用対象の要件を満たす場合には、2028年1月1日以降に開始する期間から適用されます。

詳細については、次のWebサイトを参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

## 背景

2022年6月21日、欧州理事会と欧州議会は、EU NFRD<sup>1</sup>の改正プロセスの結果であるCSRD案に合意しました。CSRDは、EU全体のサステナビリティ活動に向かう資本の流れを改善することを目的とした包括的な基準であり、EUのサステナブル金融パッケージの中心部分です。CSRDによって、会計指令、透明性指令、監査指令および対応する監査規則が改正されます。

CSRDの主要な目的は、幅広い企業のマネジメントレポート内のサステナビリティ関連事項の報告を強化し、その情報の保証を要求することです。これは、欧州グリーン・ディールや国連のSDGsに沿った、完全にサステナブルでインクルーシブな経済・金融システムへの移行に貢献することを目的としています。これらの措置は、投資家がよりサステナブルな技術やビジネスに投資を再配分するために必要な情報を提供することで、2050年までに欧州を気候中立 (climate-neutral) にすることを目的としています。このCSRDには、COVID-19のパンデミックが、特に労働者や企業のバリューチェーンの脆弱性を明らかにしたことで、サステナビリティ情報に対する利用者のニーズの高まりを加速させた旨が指摘されています。

### 定義

CSRDでは、次の用語が定義されています。

- ・「サステナビリティの問題 (Sustainability matters) 」: 環境、社会及び人権並びにサステナビリティに関する事項を含むガバナンスに関する問題
- ・「サステナビリティ報告 (Sustainability reporting) 」: サステナビリティに関する情報の報告<sup>2</sup>
- ・「主要な無形の資源 (Key intangible resources) 」: 企業のビジネスモデルが根本的に依存しており、企業の価値の創造の源である物理的実体のない資源。無形資源は、ECのサステナビリティの全体的な定義の範囲に組み込まれている
- ・「独立した保証業務提供者 (Independent assurance services provider) 」: 特定の適格性評価業務について認定を受けた、当該評価を実施する組織

### 適用範囲

CSRDの適用範囲は広範囲に及び、以下をカバーしています。

- EUの大企業 (上場しているかどうかに関わらず) で、貸借対照表日に以下のうち少なくとも2つが該当する場合、と定義されています。<sup>3</sup>:
  - 総資産 €20百万超
  - 純売上高 €40百万超
  - 従業員数 250人超
- 法的形態にかかわらず、大規模な金融機関<sup>4</sup>および保険事業。これには、一定の規模基準を満たしていれば、協同組合や相互事業などのEU会計指令の適用範囲外のものも含まれる。
- EU規制市場に上場している中小企業<sup>5、6</sup> (SME) (零細企業を除く)<sup>7</sup>
- EU規制市場に上場している非EU企業 (第三国企業)。ただし、ECによって同等と見なされたサステナビリティ報告基準<sup>8</sup>に基づいて報告する企業は除外される。<sup>8</sup>
- EU規制市場に上場していない非EU企業 (第三国企業) で、EU内の純売上高が€150百万 (過去2会計年度連続) を超え、EU子会社 (大規模またはEU規制市場に上場) またはEU支店 (前会計年度の純売上高が€40百万を超える) が少なくとも一つある企業

1. CSRD案の合意された文書は利用可能であるが、基準の最終版と欧州連合の官報での最終出版はまだ保留されている

2. 「非財務報告」という用語は、「サステナビリティ報告」という用語の導入によって時代遅れになっている

3. CSRDは、会社規模の規程についてEU会計指令を参照しており、したがって、これらは変更されていない

4. 当事業に適合する純売上高の基準は別途定められる

5. 小規模企業とは次のうち2つが該当しない企業と定義されている: 総資産€4百万超、純売上高€8百万超、従業員50人超

6. 中規模企業とは、小規模企業に該当せず、次のうち2つが該当しない企業と定義されている: 総資産€20百万超、純売上高€40百万超、従業員250人超

7. より具体的には、EU規制市場での取引が認められた証券 (株式や債券である場合もある) を持つ企業。EU以外の企業 (第三国企業と呼ばれる) にも同様の定義が適用される。

8. ECは、EU以外の発行体が、適切な移行期間中において、同等でない基準を使用することを容認する可能性がある

## 見解

CSRDの適用範囲は、現在500人以上の従業員を持つ大規模な公益企業(Public Interest Entities 又は“PIE”)<sup>9</sup>にのみ適用されるNFRDよりもはるかに広範囲に及びます。<sup>9</sup>

CSRDは、EUの規制市場に上場しているEU以外の企業に適用されるだけでなく、EUの規制市場に上場していても、EUで重要な活動を行っているEU域外の第三国の企業にも適用されます。

第三国企業のサステナビリティ報告書は、当該企業のEU子会社またはEU支店が発行する責任を負います。CSRDは、当該サステナビリティ報告書は、現時点で最終決定されていない「ECが2024年6月30日までに採択する基準」に従って作成されるべきであると述べています。また、ESRSまたは同等とみなされる基準に従って報告するという選択肢もあります。何が「同等」とみなされるかは、未だECによる決定はありません。

CSRDの合意文書では、サステナビリティ報告書が第三国の究極の親会社の連結ベースで提供される必要があり、EUの子会社または支店は、報告するために必要な情報を得るために最善の努力を払う必要があることを示しているように読めます。これにより、第三国の親会社とその全世界的な事業のすべてがCSRDの範囲内に入るようです。最終版では、この点について慎重に検討される必要があります。

CSRDには、加盟国が7年間利用できる経過措置が含まれており、第三国の親会社の大規模非上場EU子会社は、同じ親会社のEU子会社の「連結サステナビリティ報告書」の報告範囲に含まれている場合、独自のサステナビリティ報告書を作成しないことが認められます。このような連結サステナビリティ報告書には、CSRDの適用対象であるすべてのEU子会社を含めることが要求されます。

## 子会社の適用除外

子会社(大規模上場子会社を除く)は、EU会計指令に従って作成された親会社の連結マネジメントレポートに含まれている場合、サステナビリティ報告書の作成を免除されます。

さらに、第三国の親会社の子会社は、親会社がESRSまたはECによって同等とみなされる基準に基づいて報告していて、連結サステナビリティ報告に関する保証意見が公表されている場合、CSRDに基づく情報開示を免除されます。

ただし、親会社の連結レベルでの報告は、子会社についてグループ全体との相違がある場合には、子会社のリスクと影響に関する十分な理解を提供する必要があり、また、デューデリジエンス・プロセスに関する情報を提供する必要があります。

免除された子会社は、免除を受けた事実について一定の情報を開示することが求められます。

## 見解

ECは、第三国の企業で使用されているサステナビリティ報告基準の同等性を決定する必要があります。ECが第三国のサステナビリティ報告基準が同等でないと判断した場合でも、適切な移行期間中においては、当該第三国の企業はその基準を引き続き使用することが認められる可能性があります。

## 適用日

この法律では、EU加盟国は、官報での公表後18か月以内にCSRDを各国法令に転置し、以下の日以降に開始する会計年度の適用日を設定することを想定しています。

- 2024年1月1日：従業員500人以上のEU大規模PIEまたは従業員500人以上の大規模グループのEU PIE親企業(すなわち、既にNFRDの対象となっている企業)<sup>10</sup>
- 2025年1月1日：その他のすべてのEUの大規模な上場および非上場企業または大規模グループのEU親企業(すなわち、現在NFRDの対象ではないが、CSRDの拡大範囲に含まれる事業)
- 2025年1月1日：EU規制市場に上場している大規模な第三国企業またはEU規制市場に上場している大規模グループの第三国親企業
- 2026年1月1日：EUの上場中小企業(EUの小規模かつ複雑でない金融機関およびキャプティブ保険事業を含む)
- 2026年1月1日：EU規制市場に上場している第三国の中小企業。ただし、2028年1月1日までの2年間の移行期間において、これらの中小企業は、必要な情報が提供されない理由の説明がマネジメントレポートに記載されている場合、報告義務をオプトアウトすることができる。
- 2028年1月1日：EU規制市場に上場していない第三国企業

<sup>9</sup> EU会計指令に定義されている

<sup>10</sup> 大規模グループとは、連結の対象となる親会社と子会社で構成されるグループで、連結ベースで、親会社の事業の貸借対照表日の次の3つの基準のうち少なくとも2つの基準(総資産€20百万超、純売上高€40百万超、従業員250人超)を超えるものと定義される。

## 要求事項

CSRDの適用対象企業は、マネジメントレポートに以下を含めることが要求される。

- 環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)に関する情報
- 以下の理解に必要な情報:
  - 企業がサステナビリティの問題に与える影響
  - サステナビリティの問題が企業の成長、業績、財政状態にどのように影響するか

CSRDはダブル・マテリアリティの観点を採用おり、企業に対するリスクと機会という点と、企業が与える影響という点は、別のマテリアリティの観点を表しています。CSRDでは、企業はそれぞれのマテリアリティの観点を独自に考慮し、両方の観点から重要な情報のみならず、片方の観点からのみ重要な情報も開示することを規定しています。

開示される情報は以下を含むこととされ、明確に識別可能なマネジメントレポートの専用セクションで開示される必要があります。

- 企業のビジネスモデルが依存している主要な無形の資源に関する情報、この依存関係の説明、およびこれらの資源がなぜ企業の価値創造の源であるか
- 以下を含む、企業のビジネスモデルと戦略の簡単な説明
  - サステナビリティ問題に関連するリスクに対する企業のビジネスモデルと戦略のレジリエンス
  - サステナビリティに関する企業の機会
  - 企業のビジネスモデルと戦略が以下のものと互換性があることを示すための、企業の計画（行動計画と関連する財務および投資計画を含む）
    - » 持続可能な経済への移行
    - » パリ協定に沿った地球温暖化の1.5°Cシナリオ
    - » 2050年までに気候中立を達成するという目的
    - » 石炭、石油、ガス関連の活動に関する企業のエクスポージャー（関連する場合）
  - 企業のビジネスモデルと戦略において、企業の様々なステークホルダーの利益と、サステナビリティの問題に対する企業の影響をどのように考慮しているか
  - サステナビリティの問題に対して企業がどのように戦略を実行しているか
- 企業が設定したサステナビリティの問題に関する期限付きの目標の説明（適切な場合には、少なくとも2030年および2050年の温室効果ガス排出量の絶対的削減目標を含む）、その目標の達成に向けた進捗状況の説明、および環境問題に関連する企業の目標が疑う余地のない科学的証拠に基づいているかどうかの明示
- サステナビリティの問題に関する執行・管理・監督機関の役割、並びにこの役割を果たすための専門知識及び技能、又はこれらの専門知識及び技能の利用可能性に関する説明
- サステナビリティの問題に関する企業の方針の説明
- 執行・管理・監督機関の構成員に提供されるインセンティブ制度のうちサステナビリティに関する情報
- 以下の事項の説明:
  - 企業がサステナビリティの問題に関して実施するデューデリジェンス・プロセス、および該当する場合にはEUの要件に沿ったデューデリジェンス・プロセス
  - 企業自身の活動や、製品やサービス、ビジネス上の関係やサプライチェーンなどを含むバリューチェーンに関連する、主な実際のまたは潜在的な悪影響、これらの影響を特定し追跡するために取られる措置、およびEUの要件に従ってデューデリジェンス・プロセスを実施することにより特定されるその他の悪影響
  - 実際のまたは潜在的な悪影響を防止し、軽減し、修復し又は終わらせるために企業がとった措置及びその結果
- サステナビリティの問題に関連する企業の主要なリスクの説明 (当該事項に対する企業の主要な依存関係を含む)、および企業がそれらのリスクをどのように管理しているか
- 上記の開示に係る指標
- 企業の執行、管理、監督機関に関連して適用されるダイバーシティポリシーの説明。性別やその他、年齢、教育的・職業的背景や障害などその他の側面、そのダイバーシティポリシーの目的、実施方法、および報告期間中の結果。そのようなポリシーが適用されてない場合、その理由についての説明。

マネジメントレポートに含めることとしたサステナビリティ情報を特定するために実施されたプロセスを報告し、該当がある場合には短期、中期、長期の時間軸に関連する情報を含める必要があります。

この情報には、企業自身の事業に関する情報と、製品やサービス、ビジネス上の関係、サプライチェーンなどのバリューチェーンに関する情報が含まれる必要があります。

CSRDの適用開始から3年間は、バリューチェーンに関する必要な情報がすべて入手できない場合、企業は、バリューチェーンに関する情報を入手するために行った努力、情報が入手できなかった理由、および情報を入手するための親会社の今後の計画について説明します。

該当する場合、マネジメントレポートに含まれるその他の記載内容 (Other Information) や財務諸表で報告される金額への参照や追加の説明等も含める必要があります。

企業の経営者は、適切なレベルで従業員の代表者に情報を提供し、関連情報やサステナビリティ情報の入手・検証方法について従業員と議論する必要があります。その意見は、該当する場合には、関連する執行・管理・監督機関とコミュニケーションする必要があります。

#### EU規制市場に上場する中小企業の要件<sup>11</sup>

中小の上場企業、小規模で複雑でない金融機関、キャプティブ保険および再保険の企業は、サステナビリティの報告を以下の情報に限定することが認められます。

- 企業のビジネスモデルと戦略の簡潔な説明
- サステナビリティに関する企業の方針の説明
- サステナビリティの問題に関する企業の主な実際のまたは潜在的な悪影響、及びそのような実際の又は潜在的な悪影響を識別し、モニタリングし、防止し、軽減し又は修復するためにとられる措置
- サステナビリティの問題に関連する企業の主要なリスクと、それらのリスクの管理方法
- 上記開示に必要な主要な指標

この限定的な報告は、中小規模企業の活動の規模と複雑さ、およびキャパシティと特性に比例する、関連する中小企業を対象とした、まだ策定されていないサステナビリティ報告基準に従って作成される必要があります。

#### EU規制市場に上場している第三国企業の要件

EUの規制市場に上場している第三国企業は、上場しているEU企業と同じサステナビリティ報告義務の対象となりますが、「同等の」基準で報告した場合には適用除外となります。ECは、サステナビリティ報告基準が「同等」ではないと判断した場合、適切な移行期間中においては、当該第三国の企業は、同等でないといわれる基準を用いて報告することが認められる可能性があります。

#### 見解

同等性の判断基準には、環境(E)、社会(S)及びガバナンス(G)の問題に関する開示を要求すること、サステナビリティの問題に対して企業が及ぼす影響、及び、サステナビリティの問題が企業の成長、業績及び財政状態への影響を理解するために必要な情報を開示することが含まれます。基準が同等であると認められるためには、CSRDと整合したダブル・マテリアリティの観点が必要とされる可能性がたかくなると考えられます。ダブル・マテリアリティにおいては、企業に対するリスク及び機会と、企業が及ぼす影響は、別のマテリアリティの観点を表しています。

保証に関しては、年次財務報告書とともに保証報告書が公開される必要があり、財務諸表の非EU監査人の登録を必要とする規則と同様の規則が適用されます。

#### EU規制市場に上場していない第三国企業に関する要件<sup>12</sup>

2028年1月1日に開始する会計年度では、第三国の究極親会社をもつ、大規模な子会社および上場子会社または支店 (EUの大規模な子会社または上場子会社がない場合で、支店の純売上高が€40百万円を超える場合) は、その第三国の究極親会社の連結レベルまたは個社レベルで過去2会計期間連続でEU内の純売上高が€150百万円を超える場合、その究極親会社の連結レベルでサステナビリティ報告書を発行し、アクセス可能にする必要があります。

子会社または支店によって伝達されるサステナビリティ報告書は、2024年6月30日までにECによって採択される第三国企業に関するサステナビリティ報告基準を用いて作成されます。これらの基準はESRSとは異なるものになります。また、ESRSまたは同等と見なされる基準に従って報告することも認められます。

サステナビリティ報告書の内容は、上記「要求事項」と同じですが、グループのビジネスモデルや戦略についての記述が短くなり、サステナビリティに関するグループの主要なリスクについての記述はなくなります。

すべての必要な情報が子会社または支店で入手できない場合、子会社または支店は、保有している関連するサステナビリティ情報と、第三国の究極親会社から必要な情報を入手できないことを示す記載を、サステナビリティ報告書に含める必要があります。

11 第19 a条、ほぼ最終版の5項を参照

12 ほぼ最終版の第40 a条を参照

関連する非EU国の法律、関連する非EU監査人、または加盟国の法律に基づいて報告する権限のある個人または法人によるサステナビリティ報告に関する保証意見も求められます。これがEU以外の企業によって提供されない場合、子会社または支店は、必要な保証意見がないことを示す陳述書を発行する必要があります。

### 開示の場所

サステナビリティ情報は、マネジメントレポートの明確に識別可能な個別のセクションで開示することが求められます。従って、CSRDは企業がマネジメントレポートではない別の報告書で必要な情報を報告する加盟国のオプションを削除しました。この新しい要求事項は、情報の結合性とアクセスを容易にするとともに、サステナビリティ報告の作成に対する経営者と取締役会の責任を、マネジメントレポートや財務報告と同じレベルに引き上げることを目的としています。また、サステナビリティ報告に関連する執行(enforcement)に関して国の関係当局の役割を明確にすることを意図しています。

### 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

企業がサステナビリティに関するすべての主要なトピックについて、重要な、比較可能性と信頼性のある情報を開示することを確実にするために、CSRDは、その適用対象企業に対し、ESRSを使用することを求めています。ESRSは報告する情報を定め、必要に応じてその情報を報告するストラクチャーを定めています。この要求事項を支持するためにECは以下を採用しなければなりません。

- 2023年6月30日までに、最初の全般基準一式
- 2024年6月30日までに、最初の全般基準を補完する情報を要求する基準及びセクター（産業）特有の開示(セクターごとのサステナビリティに関連するリスクと影響の大きさに注意する)
- 2024年6月30日までに中小企業用基準
- 2024年6月30日までに第三国企業用基準

ECは欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) にESRSの開発を委任しました。この委任の下、EFRAGはESRSに関するプロジェクト・タスクフォース (PTF-ESRS) によって開発された最初の基準ドラフトについての**市中協議**を2022年4月に開始し、2022年8月8日をもって協議期間が終了しました。

EFRAGは2022年11月までに最初のESRS草案をECに提出する予定です。その後、ECは、EFRAGのテクニカルアドバイスについてEUの様々な機関と協議した後、欧州議会および理事会に提出される委任法<sup>13</sup>の提案をドラフトします。その後、議会と理事会は、提案された委任法を評価します。異議がなければ、委任法が発効します。異議が申し立てられた場合、委任法は却下され、ECは修正委任法を提案することになります。

今回合意されたCSRD文書は、サステナビリティ報告基準を規定する委任法を採択する際、ECは最大限可能な限り、サステナビリティ報告のためのグローバルな基準設定のイニシアティブ、及び、自然資本会計、温室効果ガス会計、責任ある企業行動、企業の社会的責任、持続可能な開発に関する既存の基準と枠組みを考慮するものと述べています。

合意された文書はさらに、グローバルに事業を展開する企業に悪影響を及ぼす可能性のある不必要な規制の細分化を避けるために、ESRSは**国際サステナビリティ基準委員会 (ISSB) の作業を支援**することによって、グローバルレベルでのサステナビリティ報告基準の収束プロセスに貢献すべきであることを添付文書で認識しています。添付文書には「欧州の基準は、ISSBが策定するグローバルベースライン基準の内容を統合することにより、ISSBのベースライン基準の内容がEUの法的枠組みおよび欧州グリーン・ディールの目的と一致する限りにおいて、グローバルに活動する企業に対する一貫性のない報告義務のリスクを低減すべきである。」としています<sup>14</sup>。

### 情報のデジタル化

CSRDは、現時点で未開発のデジタルタクソミに従って、報告されたサステナビリティ情報にデジタルタグを付けることを企業に要求しています。したがって、企業は財務諸表とマネジメントレポートをXHTML形式で作成し、サステナビリティ報告書をマークアップする必要があります。

### 第三者保証

CSRDは、その適用範囲内のすべての企業に対し、サステナビリティ報告の限定的保証を求めることを要求しています。これには、デジタルタギングや、タクソミ規則第8条に基づくマネジメントレポートに報告される指標(すなわち、企業にとっての「グリーン」な売上高、資本支出及び費用支出)のほか、報告する情報を特定するために企業が実施するプロセスも含まれます。これは報告される情報が信頼できるものであることを確認することに役立ちます。ECは、委任法により、2026年10月1日までに限定的保証の保証基準を採択する権限を与えられています。ECが保証基準を適用するまでは、加盟国は国内の保証基準を適用することができます。

<sup>13</sup> 委任法とは、立法府により可決された法律に含まれる委任に基づいて、全般的適用に関して行政府が採択する法律と定義されます。

<sup>14</sup> CSRDのほぼ最終版のテキストの37項を参照

ECは、限定的保証から合理的保証への移行が監査人および企業にとって実現可能かどうかを判断するための評価を実施します。この評価を受けて、ECは2028年10月1日までに合理的保証のための保証基準を採択します。

保証は、企業の財務諸表監査人によって実施され、監査人は、この情報を特定するために使用されるプロセスを含むサステナビリティ報告基準の遵守、電子タグ付け要件および特定の他のEU法に基づく特定の開示要件に関する意見を含む保証報告書を提供します。法定監査人または監査法人によるサステナビリティ報告書の保証は、サステナビリティと財務情報の利用者にとって特に重要な、財務情報とサステナビリティ情報の接続性と一貫性に役立ちます。

CSRDは監査指令を改正し、法定監査人がサステナビリティ報告に関する保証を行うために必要な関与、技能、知識を確保するための規定を設けています。加盟国は、法定監査人および監査法人に対し、ECが委任法によって採用することを意図した保証基準に従ってサステナビリティ報告の保証を実施するよう要求します。ECが採用した保証基準がない場合、加盟国は国内の保証基準、手続または要求事項を適用することができます。加盟国は、保証意見が監査報告書の中の一セクションに含まれることを要求するオプションを持ちます。

議決権の合計が5%または資本の5%を超える大企業の株主は、財務諸表監査人と異なる監査法人またはそのネットワークを認定第三者として選任し、サステナビリティ報告書の一部の要素に関する報告書を作成する申立てを株主総会の議題とする権利があります。その場合の報告は株主総会に提出されません。

加盟国は、監査人または法定監査人ではない独立保証サービス提供者 (IASP) が、サステナビリティ報告に関する保証を提供する際に、監査指令の監査人に適用される要件と同等の要件を満たす限り、企業のサステナビリティ報告に関する保証を提供することができるオプションがあります。彼らの意見は年次財務諸表と経営管理レポートとともに公表される必要があります。

CSRDが発効してから4年後、IASPは、IASPによるこれらのサービスの提供を許可した加盟国において、国境を越えてサステナビリティ報告保証サービスを提供するEUのパスポート制度の恩恵を受けます。

監査指令はまた、デジタル化、内部品質管理およびリスクマネジメントシステムの有効性、サステナビリティ報告の保証及び監査人の独立性の維持を含む、サステナビリティ報告プロセスの監視における監査委員会の役割と責任を強化するために改正されます。

## 詳細情報

CSRDについてご質問がある場合は、Deloitteの通常の連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusにある連絡先にお問い合わせください。

詳細については、次の資料を参照してください。

- [iGAAP in Focus](#) : ESRsの基準第一弾に関するEFRAGの提案について
- [iGAAP in Focus](#) : サステナビリティ開示のグローバルベースラインに関するISSBの提案について

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。iGAAP on DART では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の *Beyond the numbers* は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここ](#)をクリックして、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここ](#)をクリックしてください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束されることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オクラホマ、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問はず）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.